

令和5年度物価高騰対応等生活困窮世帯 緊急支援給付金（低所得世帯及びこども加算）について

令和5年度物価高騰対応等生活困窮世帯緊急支援給付金（低所得世帯及びこども加算）は、住民税均等割のみ課税されている世帯に対し、

1世帯当たり 10万円 を給付します。

また、こども1人当たり 5万円 を給付します。

受給には手続きが必要です。

給付金の支給時期

令和6年3月下旬より順次支給予定

※郡山市が不備のない通知書または申請書を受理した日から3週間後が目安です。

※書類の不備により支給が遅れる場合があります。

申請期限

令和6年 **5月31日(金)**迄

(当日消印有効)

支給対象と申請方法

令和5年度の住民税均等割のみ課税されている世帯 及び18歳以下のこどもがいる世帯

基準日（令和5年12月1日）において、

郡山市に住民登録のある世帯で、令和5年度住民税均等割のみ課税されている世帯。

※対象と思われる世帯には、郡山市から給付内容や確認事項が書かれた支給通知書を郵送致します。

令和5年12月2日以降に支給対象に該当された場合は、別途申請が必要となります。

令和5年度郡山市物価高騰対応等生活困窮世帯緊急支援給付金 【低所得世帯及びこども加算】支給要件通知書が届きましたか？

はい

通知書の返送が必要です。
通知書に必要事項を記入し、必要書類を添付し返信用封筒にて返送してください。

いいえ

申請が必要です。
まずはコールセンターへご連絡ください
(0120-839-906)

お問い合わせ

郡山市物価高騰緊急支援金給付コールセンター

☎0120-839-906

受付時間 8:30~17:15（土日祝日を除く。）

申請書配布場所

郡山市役所本庁舎1階

給付金相談窓口

郡山市webサイトからも

ダウンロード可能



「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」 にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署か警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。